府令

○内閣府令第四十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局	第一章　内部部局
第一節　大臣官房（第一条―第七条）	第一節　大臣官房（第一条―第七条）
第二節　政策統括官（第八条）	第二節　政策統括官（第八条）
第三節　独立公文書管理監（第九条）	
第四節　賞勲局（第十条・第十一条）	第三節　賞勲局（第九条・第十条）
第五節　男女共同参画局（第十二条―第十四条）	第四節　男女共同参画局（第十一条―第十三条）
第六節　沖縄振興局（第十五条）	第五節　沖縄振興局（第十四条）
第二章　施設等機関	第二章　施設等機関
第一節　経済社会総合研究所（第十六条―第四十三条）	第一節　経済社会総合研究所（第十五条―第四十二条）
第二節　迎賓館（第四十四条―第五十四条）	第二節　迎賓館（第四十三条―第五十三条）
第三章　特別の機関（第五十五条―第六十条）	第三章　特別の機関（第五十四条―第五十九条）
第四章　地方支分部局（第六十一条）	第四章　地方支分部局（第六十条）
第五章　顧問及び参与（第六十二条・第六十三条）	第五章　顧問及び参与（第六十一条・第六十二条）
附則	附則
第二節　政策統括官	**第一節**　政策統括官
第三節　独立公文書管理監	**第二節**　政策統括官
（企画官）	[節を加える。]
第九条　本府に、企画官を置く。	
2　企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。	
3　企画官の定数は、併任の者を除き、一人とする。	
第四節　賞勲局	**第三節**　賞勲局
第十条・第十一条　[略]	**第九条・第十条**　[同上]
第五節　男女共同参画局	**第四節**　男女共同参画局
第十二条～第十四条　[略]	**第十一条～第十三条**　[同上]
第六節　沖縄振興局	**第五節**　沖縄振興局
第十五条　[略]	**第十四条**　[同上]
第二章　施設等機関	**第二章**　施設等機関
第一節　経済社会総合研究所	**第一節**　経済社会総合研究所
第十六条～第二十四条　[略]	**第十五条～第二十三条**　[同上]
（上席主任研究官の職務）	（上席主任研究官の職務）
第二十五条　上席主任研究官は、命を受けて、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（景気統計部の所掌に属するものを除く。次条及び第二十七条において同じ。）を行い、及び主任研究官の行う事務を整理する。	**第二十四条**　上席主任研究官は、命を受けて、経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（景気統計部の所掌に属するものを除く。次条及び第二十五条において同じ。）を行い、及び主任研究官の行う事務を整理する。
第二十六条～第四十三条　[略]	**第二十五条～第四十二条**　[同上]
第二節　迎賓館	**第二節**　迎賓館
第四十四条～第五十四条　[略]	**第四十三条～第五十三条**　[同上]
第三章　特別の機関	**第三章**　特別の機関
第五十五条～第六十条　[略]	**第五十四条～第五十九条**　[同上]
第四章　地方支分部局	**第四章**　地方支分部局
第六十一条　[略]	**第六十条**　[同上]
第五章　顧問及び参与	**第五章**　顧問及び参与
第六十二条・第六十三条　[略]	**第六十一条・第六十二条**　[同上]
附則	**附則**
[1・2　略]	[1・2　略]
（企画官の設置期間の特例）	（本府に置かれる企画官の設置期間の特例）
3　第八条第一項の企画官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。	3　本府に置かれる企画官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

[条を加える。]